

〇〇 〇〇 殿

発行日 平成 年 月 日

北海道電力株式会社

〇〇長 〇〇 〇〇

印

### 太陽光発電電力 受給契約確認書

このたび「太陽光発電設備設置にともなう系統連系および電力購入に関する契約要綱（以下「受給契約要綱」といいます。）」にもとづきお申込みいただきました系統連系ならびに太陽光発電電力販売のお申込みにつきまして、下記内容にて承諾いたします。

なお、本確認書は当社とお客さま（以下「発電者」といいます。）との受給契約に係る重要な書類ですので、受給契約要綱とあわせて大切に保管していただきますようお願いいたします。

#### 記

申込み受付日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
受給契約名義	〇〇〇〇				
設置場所	〇〇〇〇				
設備 I D	〇〇〇〇				
受給最大電力	〇〇. 〇〇〇キロワット				
他自家発電設備等の併設	あり ・ なし	太陽光発電設備からの逆潮流時における他自家発電設備等の状況		運転（放電）・ 停止 ※運転（放電）の場合も逆潮流は不可といたします。	
購入単価	〇〇. 〇〇円/kWh				
上記購入単価適用期間	電力受給開始日から起算して、120 月経過後、最初の検針日の前日までの期間といたします。				
電気方式	交流単相 3 線式	周波数	50 Hz	標準電圧	100/200 V
受給地点	当社の〇〇画〇〇区〇〇〇番〇〇の〇〇号柱から引込みの当社の〇〇引込線と発電者の引込口配線との接続点				
送電上の責任分界点	受給地点に同じ		財産分界点	受給地点に同じ	
受給開始予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (受給開始日については、受給開始後、別途「受給開始のお知らせ」によりお知らせいたします。)				
契約解除・申込み撤回	以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものといたします。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）第 6 条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合。 ・当社が再エネ特措法施行規則第 4 条または第 6 条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合。 ・本確認書発行後、1 月以内に工事費負担金を支払わない場合。 ・「受給開始予定日」を経過しても、発電者が供給開始しない場合。 ※ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除く。 ・発電者が、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で発電者と当社とが締結した「太陽光発電設備の連系に係る合意書」に定める事項に違反した場合。				
その他	・保護継電器の整定値等については、添付の「系統連系管理票」を参照願います。 ・再エネ特措法第 6 条第 4 項の変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達価格が変更された場合には、当該変更後の調達価格によります。 ・上記に記載されていない契約事項につきましては、受給契約要綱によります。 また、受給契約要綱が変更された場合は、変更後の要綱によります。				

以上